

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(第2次)の骨子案について

1 趣旨

現在の「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」の最終年度が令和5年度であることから、社会情勢の変化などを踏まえた改定を行い、障害者による文化芸術活動の一層の推進を図るため、次期計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- (1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画(努力義務)
- (2) 滋賀県文化振興条例第4条に基づく「滋賀県文化振興基本方針(第3次)」および障害者基本法第11条第2項に基づく「滋賀県障害者プラン2021」を踏まえた個別計画。また、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第21条に基づき必要な施策を講ずるための取組方針。

3 計画の期間(案)

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)までの5年間

(参考) 国次期計画：令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)までの5年間

4 計画(第2次)骨子案のポイント

- (1) 基本目標 「誰もが自分らしく文化芸術に親しみ、人と人がつながる滋賀」

現行計画から引き続き、障害の有無にかかわらず誰もが文化芸術活動に親しめる環境の実現を目指すとともに、より一層、文化芸術活動を通して、障害の理解を深め、人と人がつながる滋賀を目指す。

- (2) 施策の方向性(柱) 「親しむ」「つながる」「支える」

ア) 親しむ

障害者の鑑賞、創造活動、発表の機会が限られており、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、減少傾向にあることから、障害者の文化芸術活動の機会を充実させる必要があるため、合理的配慮の提供や情報保障、オンラインやデジタル技術の活用などインクルーシブな文化芸術の推進を目指す。

イ) つながる

障害者の鑑賞場面等において、障害理解が十分でない場面も見られることから、障害に対する理解を促進する必要があるとともに、障害者の個性と能力を発揮できる機会を充実させるため、障害者の文化芸術活動を通じた社会参加の促進を目指す。

ウ) 支える

障害者の文化芸術活動の機会が限られていることから、ネットワークを構築した地域の文化施設、文化芸術活動者、福祉関係者等が共生社会に資するプログラムを企画・運営し、障害者の文化芸術活動を支えられるよう、地域の障害者文化芸術の推進を目指す。

5 検討の進め方

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会での検討を軸に、県庁関係部局との連携を図るとともに、市町および文化・福祉団体、県民等との対話を重ねながら検討を進める。

6 今後のスケジュール（案）

- 令和5年6月9日 県政経営幹事会議（骨子案）
- 12日 県政経営会議（骨子案）
- 30日 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会（骨子案）
- 7月 常任委員会（骨子案）
- 8月 滋賀県文化審議会（骨子案）
- 10月 県政経営幹事会議・県政経営会議（素案）
滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会（素案）
- 11月 常任委員会（素案）
県民政策コメントの実施（素案）
- 12月 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会（原案）
- 令和6年1月 県政経営幹事会議・県政経営会議（原案）
- 2月 滋賀県文化審議会（原案）
- 3月 常任委員会（原案）
計画策定・公表